

郡山市上下水道局公告第35号

事後審査型制限付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

なお、次に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、令和8年4月1日付け郡山市上下水道局公告第1号の規定によるものとする。

令和8年6月1日

郡山市上下水道事業管理者 緑川 光博

第1 事後審査型制限付一般競争入札に付する事項

1	契約番号	第26100040号	
2	業種	とび・土工・コンクリート工事	
3	工事名	卸団地下水道管きよ修繕	
4	施行場所	郡山市喜久田町卸一丁目 外地内	
5	施行期限	令和9年2月19日	
6	工事概要	管路補修工 内面補修工 N=52箇所 φ300 本管部 N=51箇所 φ300 取付管接合部 N=1箇所 止水工 N=5箇所 φ300 N=5箇所 管口補修工 N=1箇所 φ300 N=1箇所 事前処理工（障害物等除去工） N=23箇所 φ300 侵入根除去工 N=16箇所 φ300 突出し管除去工 N=3箇所 φ300 パッキン除去工 N=4箇所	
7	支払条件	前金払	有り
		中間前金払	有り
		部分払	有り
8	予定価格	事後公表	
9	最低制限価格	事後公表	
10	調査基準価格及び失格基準価格	無し	

11	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施	対象外
12	郡山市公契約条例（平成28年郡山市条例第64号）第7条に基づく労働環境の報告等	対象外
13	電子契約	対象

第2 入札方法及び入札期間

1	入札方法	電子入札
2	工事費内訳書	初度のみ提出
3	入札期間	令和8年6月17日（水）午前8時30分から 令和8年6月18日（木）午後3時まで

第3 開札場所及び開札日時

1	開札場所	郡山市上下水道局3階 上下水道局総務課
2	開札日時	令和8年6月19日（金）午前9時10分

第4 入札に参加する者に必要な資格

1	入札参加形態	単体企業
2	郡山市の令和7・8年度有資格業者名簿（建設工事）に登録されている者であること。	
	登録業種	とび・土工・コンクリート工事
	総合点又は総合評定値	郡山市内に本店を有する者 とび・土工・コンクリート工事において総合点680点以上の者 郡山市内に本店を有しない者 とび・土工・コンクリート工事において総合評定値680点以上の者
	所在地要件	無し
3	建設業の許可（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定に基づく許可をいう。）を受けている者であること。	
	許可業種	とび・土工・コンクリート工事
	その他の要件	当該工事において5,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、特定建設業の許可を有する者。
4	次に掲げる要件を全て満たす建設業法に定める技術者（以下「配置予定技術者」という。）を配置することができる者であること。	
	資格要件	建設業法に定める資格又はこれと同等以上の資格を有していること。 当該工事において5,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けていること。

	雇 用 関 係	開札日において、3か月以上前から申請者との雇用関係が継続していること。	
	そ の 他 の 要 件	当該工事において契約金額が4,500万円以上となる場合は、許可業種の区分に関係なく、営業所技術者等を工事現場に技術者等として配置することはできない。ただし、建設業法第26条の5に該当する場合は除く。	
		配置予定技術者は、完了検査の日（検査により修補が必要となった場合は、修補完了後の再検査の日）まで正当な理由なしに変更することができない。	
		配置予定技術者は、当該工事において契約金額が4,500万円以上となる場合には、専任で配置すること。なお、建設業法第26条第3項ただし書きに該当する場合は以下のとおり。	
		(1)	建設業法第26条第3項第1号の適用を受ける主任技術者又は監理技術者（専任特例1号の主任技術者又は監理技術者）の配置
	(2)	建設業法第26条第3項第2号の適用を受ける監理技術者（専任特例2号の監理技術者）の配置	対象
5	手持工事の件数又は請負金額による入札参加制限	対象工事	
6	施 行 実 績	無し	
7	そ の 他	FRP内面補強工法、EPR工法、パートライナー工法又はASS-L・H工法のいずれかの工法協会へ元請として加入している者であること。	

第5 入札参加手続き等

1	設計図書等の閲覧期限	令和8年6月18日（木）午後11時
2	設計図書等に対する質問期限	令和8年6月8日（月）午後3時
3	質問の回答期限	令和8年6月10日（水）
4	入札参加の方法	当該入札においては、入札参加のために事前に申請手続きを行うことを要せず、入札期間内に入札書を提出することにより入札に参加できる。

※ 電子入札利用時間は、午前8時から午後10時まで（郡山市の休日を定める条例（平成2年郡山市条例第7号）第1条に規定する市の休日を除く。）